

特定創業支援等事業を受けた創業者への支援 ～ 国の創業支援(補助や税制優遇) ～

明石市は、産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計画」を策定し、国の認定を受けました。この計画の中に定めている「特定創業支援等事業」による支援を受けた場合、創業者は創業に係る国の支援措置を受けることができます。

● 特定創業支援等事業とは

創業に必要な4つの要素(下表のとおり)を習得できるよう1ヶ月以上継続して実施される支援事業のことを指します。

明石市の創業支援等事業計画では、明石商工会議所が実施する『創業塾』、『個別相談指導』の2つの事業が特定創業支援等事業として位置づけられています。

4つの要素	内容
経営	経営全般、事業計画策定 など
財務	財務、会計、経理、税務、資金計画 など
人材育成	人材確保・育成、人事・労務管理、雇用 など
販路開拓	販売促進、商品開発、マーケティング、販路開拓 など

● 特定創業支援等事業を受けた創業者に対する特例

特定創業支援等事業を受けた創業者は、明石市が交付する証明をもって、明石市内で創業する場合に、次の支援を受けることができます。

証明を受ける場合は、下記お問い合わせ先まで申請手続きをお願いします。

支援①

会社設立時の登録免許税の軽減

株式会社、合同会社を設立する場合・・・資本金の0.7% → 0.35%

(株式会社の最低税額15万円の場合は7.5万円、合同会社の最低税額6万円の場合は3万円に軽減)

支援②

創業関連保証枠の特例

(他市町で創業する場合も利用できます)

創業関連保証の申込可能期間の拡大(創業2ヶ月前 → 6ヶ月前)

支援③

日本政策金融公庫新規開業支援資金の貸付利率の引き下げ

証明書の交付対象者

① 創業を行おうとする者

事業を営んでいない個人

② 創業後5年未満の者

事業を開始した日以後5年を経過していない個人又は法人(個人で創業を経由した方)

※ 創業時に法人で始めた方は、交付対象となりません。